

山口県内の大学生・専門学生のみなさん

若者の消費者トラブル防止のために活動してみませんか？

学生消費者リーダー 募集中！

山口県消費生活センターでは、職員と一緒に若者の消費者被害防止のために活動する「学生消費者リーダー」（ボランティア）を募集しています。

消費者トラブル・消費者被害って？

<具体例>

- ・インターネットでお試しのサプリメントを買ったら2回目が届いた…
- ・美容・脱毛エステなどを解約したいが、解約させてもらえない…

活動内容の例

- ・ イベントや出前講座で啓発
- ・ 啓発ラジオ番組への出演
- ・ 啓発グッズ、動画等の制作協力

認定方法

<活動への参加をきっかけに>

- ・ **県消費生活センターが参加を募集する啓発活動への参加**

<消費生活に関して学んで>

- ・ **養成講座の受講**
- ・ **レポート課題を提出（通年募集）**

Q 実際の活動の様子を見たい

Q 申込はどうやればいいの？

詳しくは、ホームページをご覧ください！

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/leader-kiroku/14755.html>



学生消費者リーダーと共同で作成したチラシ（左）、マグネット（右）



188 (いやや)マン

山口県消費生活センター（〒753-8501 山口県山口市滝町1-1）

☎ : 083-924-2421（消費者教育・相談班）

✉ : manaberu@pref.yamaguchi.lg.jp

お気軽に
お尋ねください！

学生消費者リーダーの活動内容（予定）

通年

- ・ 啓発ラジオ番組への出演

日程：毎月最終火曜日 13:30～ 場所：山口県庁内)

自身の体験談や、身の回りで起きたトラブルなどをテーマに事前に原稿を作成し収録

- ・ 県内各種イベントでのビラ配りなどの啓発活動

- ・ 県消費生活センターがSNSなどで発信するトラブル情報等の共有・拡散

LINEやXなどで投稿を自身のアカウントで共有して身の回りの学生に周知

- ・ 188マン、エシカくんの着ぐるみアクター

4月～6月

- ・ 新入生向けイベントでの啓発

啓発やチラシ配布を行い、新入生に消費者ホットライン188番（いやや）の周知や消費者トラブルに関する注意喚起を行う

- ・ 県消費生活センターが開催する養成講座に参加して学習

7月～9月

- ・ 消費者啓発の標語応募作品の審査

日程：7月中旬～7月末（予定）

方法：Webフォームで回答

- ・ 県消費生活センターが開催する養成講座に参加して学習

10～12月

- ・ 県内大学の学園祭にブース出展して啓発（予定）

1～3月

- ・ 高等学校や中学校での啓発講座を実施（予定）

県消費生活センターの職員が行う啓発講座内の一部で、自身の体験談や、身の回りで起きたトラブルを紹介する



188マン(左)
エシカくん(右)

消費者リーダーの活動内容の参考です。

興味がある方は、お気軽にお問い合わせください！！